

令和7年12月

『物価高騰による水道料金 基本料金減免のお知らせ』

湯川村では、経済的な影響をもたらしている物価高騰の状況を踏まえ、各ご家庭や事業者の皆さまの生活や経済活動を支援するため、水道料金基本料金の減免を下記により実施します。

記

1 対象

会津若松市上下水道局からの水道を使用している方で、水栓所在地が湯川村内であり、令和7年11月1日時点で開栓中の基本料金が発生している方及び事業所

※官公庁・集落公民館を除きます。

2 減免料金

令和7年12月から令和8年1月使用分の2カ月間の従量料金を除く、基本料金 2,992 円【消費税込み】(1,496 円×2カ月分)が減免されます。

※下水道使用料は含まれません。

3 減免方法

(1) 納入通知書によりお支払いの方

令和7年12月から令和8年1月使用分の請求時は、本来の合計請求金額から減免額を差し引いた納入通知書が送付されます。

(2) 口座振替によりお支払いの方

令和7年12月から令和8年1月使用分の引き落としは、本来の合計請求額から減免額を差し引いて引き落とされます。

※(1)(2)いずれについても、減免額が反映された『検針のお知らせ』が請求前に送付されます。

4 注意事項 口径の大きさに関わらず一律 2,992 円が減免となります。

5 申込手続 減免の手続き等は不要です。

6 未給水世帯 地下水等をご利用の方(未給水世帯)には1世帯 2,992 円の給付金交付申請書を別途ご案内申し上げます。

7 お問い合わせ 湯川村役場総務課政策財務係

電話 0241-27-8800